

乾季における比丘の居住形態 —定住か、はたまた遊行か—

青野 道彦

1. 序論

今日の戒律文献研究では、僧院を拠点とした定住生活を比丘たちの典型的な居住形態と見なし、それを前提として *Vinayapiṭaka* (=Vin) を読み解くことが広くなされているのではないだろうか。一方、定住と対置される遊行については、一部の比丘が行う特殊な生活形態、或いは、かつて行われていた生活形態と見なし、Vin の本筋からは外れた主題として扱うことが一般的なのではないだろうか。

何故、このようなアプローチが Vin というテキストに対してとられるのかと言えば、恐らく、次のような言説がその背景にあるだろう。すなわち、比丘たちはもともと静寂な場所で修行し、遍歴遊行の生活を送っていた。しかし、安居の導入をきっかけとして定住化が始まり、次第に僧院における共同生活へと移行していった。その帰結として、比丘たちが共同生活を営むのに必要な戒律が整備されるにいたった、というものである。

この言説は概説書や研究書で繰り返し述べられており、仏教研究者の間で広く知られているものだろう。例えば、今日、戒律関連の概説書としてもっとも

* 本稿は2023年3月をもって東京大学を退職された下田正弘先生の大学院授業（通称：下田先生最終講義シリーズ）において2022年10月14日に修了生の一人として筆者が研究発表を行った際の原稿を、下田先生、諸先輩、及び、受講生の皆様のご指摘をもとに改稿したものです。ここに謹んで御礼申し上げます。

重宝される佐々木閑『出家とはなにか』（大蔵出版、1999）には、次のように言われている。

初めは遊行者の集まりとしてスタートした仏教も時代と共に定住化が進み、僧院を中心とした定住教団の色彩が濃くなっていく。そうになると今度は集団生活を円滑に行うための法体系が必要となってきたり、律蔵の中でも特に戒度が整備されることになる。¹

これは佐々木自身による独自の主張ではなく、恐らく、佐藤密雄『原始仏教教団の研究』（山喜房仏書林、1963）第7章第2節「仏教僧伽の僧院化」に示される言説を継承し、その内容を平易に解説したものであるだろう。ただし、佐藤の著書では安居がきっかけで定住化が進展したことが言われているが、佐々木はその点には触れていない。

実は、このような言説はかなり以前より存在しており、今からおおよそ百年前に出版された Sukumar Dutt, *Early Buddhist Monachism: 600 B.C.–100 B.C.* (London: Kegan Paul, 1924) にまで遡ることができる。Dutt は、第5章 The Growth of the Buddhist Cœnobium で、隠遁生活 (eremitical) から共同生活 (cenobitical) へと変遷したとされる初期キリスト教修道制度の形成史との類比に基づき、比丘の生活形態は三ヶ月の安居がきっかけとなり遊行・隠遁から定住・共同へと次第に変化し、それにつれてサンガが組織化され、戒律が整備されていったという仮説を提示している。

その後、この仮説は学界に浸透していき²、今日でもその影響力は根強いものがある³。しかし、これに対しては四半世紀以上前に Collins および Wijayaratna が批判を加えている。Collins は、Mohan Wijayaratna, *Buddhist Mo-*

¹ 佐々木閑 [1999: 33].

nastic Life: According to the Texts of the Theravada Tradition (Cambridge: Cambridge University Press, 1990) の Introduction において、1960 年代以降のキリスト教修道史研究では〈隠遁生活から共同生活へ〉という変遷史が否定されていることを踏まえ、かつて信じられていた初期キリスト教修道制度の変遷史との類比に基づきサンガの形成史を叙述する Dutt の研究は再考する必要があると指摘する⁴。

実際にその再考を試みたのが Wijayaratna であり、比丘とはそもそも「社会

² 例えば、塚本啓祥の『初期仏教教団史の研究』(塚本啓祥 [1966: 305-309]) 及び『仏教史入門』(塚本啓祥 [1976: 48-49]) に Dutt とほぼ同様の見解が示されている。インド思想史入門として重宝される『インド思想史』(早島鏡正・高崎直道・原実・前田専学 [1982: 47]) でも、遍歴遊行から精舎における共同生活へと移行したことで、共同生活に必要な戒律が整備されていったという見解が示される。海外では、Lamotte の *Histoire du bouddhisme indien* (Lamotte [1958: 64-65]) で、安居の導入によって、遊行に出ることが義務ではなくなり、王や富裕層により寄進された居住施設を一年を通して保全するために修道生活が組織化され、その運営に関わる制度が整備されていったという見方が示されている。また、Olivelle の *The Origin and the Early Development of Buddhist Monachism* (Olivelle [1974: 35-41, 54-64]) では、Dutt と同じ資料に基づき、ほぼ同じ主張が展開されている。

³ 比較的最近では、並川孝儀 [2010: 90-93] が遊行から定住への移行に伴い、戒律の整備が進められたという見方を示している。戒律文献について概説した Kieffer-Pülz [2014: 47] でも同様の見方が示されている。

⁴ Wijayaratna [1990: xii-xvii]。この指摘の背景には Collins [1988: 106-108, 124-125] での議論がある。それによれば、修道士を指すギリシア語 “monachos” は、古代末期のキリスト教修道制に関する近年 (1988 年時点での) の研究では、“alone” という伝統的な意味ではなく、“single”、すなわち “unmarried” という意味で理解するのが一般的となっており、修道士は血縁・婚姻関係においては断絶があるとしても、社会から孤立した存在ではないと考えられているとされる。また、“eremia” (砂漠)、“hesuchia” (平静) といった独住を想起させる用語は、文字通りに身体的な意味で捉えるのではなく、比喩的・精神的な意味で理解し直されているという。このことを踏まえ、例えば、初期の修行僧が隠遁生活を送っていた根拠としてしばしば取り上げられる犀角経の「ただ

的な存在」(social beings)であるという視点に立ち⁵、Dutt が取り上げた Vin をはじめとする諸資料を読み直し、Dutt とは異なる見解を提示する。例えば、ブッダが「一つの〔道を〕二人して行くな」⁶と60人の弟子たちに命じた「大健度」の記述について、Dutt がこれを弟子たちに孤独な遊行を命じた言葉と理解し、初期の遊行者が孤独であった証左と見るのに対して⁷、Wijayaratna はできる限り多くの人々に布教するために単独で向かうよう仕向けた言葉と捉える⁸。また、「安居健度」冒頭の因縁譚の記述に基づき⁹、Dutt が安居をきっかけとして定住化が進んだと主張するのに対して¹⁰、Wijayaratna は安居の導入は比丘たちに定住の場所を与えることだけでなく、比丘たちが雨季に遊行に出るのを押しとどめることをも目的としているのであるから、安居導入後も安居が終了したところで遊行生活に戻ることは比丘たちにとって習慣となっていたという見方を示す¹¹。この他、比丘尼に対して安居終了後に遊行に出ることを命じる「比丘尼波羅提木叉」波逸提第40条(cārikanapakkamanasikkhāpada)に

独り歩め」(eko care)という記述について、Collins は出家(pabbajjā)による家庭生活からの離脱および欲望からの精神的な離脱を言ったものとして理解すべきと主張する。また、viveka(厭離)、nekkhamma(出離)、anāgariya(家なき状態)といった用語についても、社会的・身体的な離脱ではなく、内面的な離脱である可能性を提示する。

⁵ Wijayaratna [1990: 117]によれば、①サンガという社会の構成員である点、②生活必需品を在家者に頼っている点で、比丘は「社会的な存在」であるという。

⁶ Vin I 21.3-4: mā ekena dve agamittha.

Sp 966.24-25: mā ekena dve ti ekena maggena dve mā agamittha.

⁷ Dutt [1924: 112].

⁸ Wijayaratna [1990: 19].「一つの〔道を〕二人して行くな」の前後の記述(Vin I 21.1-7)を見ると、衆生の利益のために宣教することを命じる言葉があるので、Wijayaratna の理解が妥当であると思われる。

⁹ Vin I 137.2-22.

¹⁰ Dutt [1924: 123].

¹¹ Wijayaratna [1990: 20-21].

基づき¹²、比丘尼でさえ安居終了後に遊行に出ることが義務となっていたのであるから、比丘が安居終了後に遊行に出るのは当然のことであったという見方を示す¹³。そして、これらの見方を背景として、安居の導入は遊行から定住へと生活形態が進展するのを橋渡ししたのではなく、遊行と定住という異なる生活形態を繋ぎ合わせ、併存させる働きをしたと主張する¹⁴。

この主張に従えば、安居の導入後も乾季における比丘の居住形態は遊行を基調とするものであり続けたということになるが、ここには気にかかる点が二つある。一つは、Wijayaratna が取り上げる記述は比丘が安居以外の時期に遊行すべきことを規範として明示したものではない点である。例えば、「安居韃度」冒頭の因縁譚は、比丘たちが安居明けに遊行に出るべきことを規定したのではない。また、比丘尼たちに対して安居明けに遊行に出ることを命じる「比丘尼波羅提木叉」波逸提第 40 条は、不共戒（比丘尼にのみ特有の学処）であり、「比丘波羅提木叉」には同様の学処は存在しない。Wijayaratna の提示する資料だけでは、遊行が比丘たちの乾季における基本的な居住形態であったとまでは言えないのである¹⁵。

もう一つは、Wijayaratna が Dutt と同じ土俵で議論を進めている点である。

¹² Pātim 176.16-17: *yā pana bhikkhuṇī vassaṃ vutthā cārikaṃ na pakkameyya antamaso chappañcayojanāni pi, pācittiyaṃ*. (安居を終え、5, 6 ヨージャナさえも遊行に出ない比丘尼にはパーチャティヤの罪がある。)

1 ヨージャナが Vin において正確にどの位の距離であるか定かでなく、時代によっても変遷があるようである (Norman, Kieffer-Pülz, and Pruitt [2018: 601] を参照)。PED (s.v. *yojana*) に従えば、1 ヨージャナは 7 マイルであり、それに基づけば、安居明けに比丘尼は少なくとも 56 キロメートルは遊行に出なければならない。

¹³ Wijayaratna [1990: 30].

¹⁴ Wijayaratna [1990: 21].

¹⁵ Wijayaratna [1990: 21] には、比丘・比丘尼が安居後に遊行に出ずに留まることを禁じる規定が Vin III 42 にあると記されているが、当該箇所にもそのような記述は存在しない。

Duttと同様に、WijayaratnaもVinを史料として扱い、これを読み解くことで初期仏教のサンガのあり様を知ることができると考えている。しかし、現行のVinの成立年代についてはインド仏教中期と見るのが穏当である¹⁶。また、そもそもVinはサンガの歴史を伝えるために編纂された史料ではなく、サンガにおいて比丘・比丘尼が生活するために編纂された律規定の集成である¹⁷。Wijayaratnaのように、Vinを史料として扱い、初期仏教教団、すなわちアショカ王時代以前のサンガについて議論をしようとしても、それは推測の域を出ることがないのである。

とは言え、Collinsが指摘するように、Duttの仮説はキリスト教修道史研究においてかつて信じられていた仮説を初期サンガの形成史に当て嵌めたものであり、最早、それを無批判に受け入れることは許されないだろう。特に、定住化が戒律の整備を促したという点はVinというテキストへの向き合い方に密接に関わるものであり、それが妥当であるかは戒律文献研究者にとって決して見過ごすことのできない問題である。

そこで、本稿では、Vinが前提とする典型的な居住形態を定住と見なすことの妥当性を問い直すことを目指して、Duttの仮説の中核をなす「臥座具牀度」にある二つの律規定を再検討したい。それらは何れも乾季における「居住場所」(senāsana)の利用に関連する規定であるが、Duttは一方の律規定を安居時のみ定住することを認めるものとして捉え、もう一方の律規定を安居時以外の乾季にも定住することを認めるものとして理解する。そして、この二つの律規定の矛盾を説明するために、時代が下り、前者が後者にとって代わられたことを想定し、それによって定住化の進展を制度的に裏付けようとする。しかし、これらの律規定に対するDuttの理解は正確さを欠いているとともに、恣意的

¹⁶ Schopen [2004: 94] を参照。

¹⁷ Bechert [1991: 517].

乾季における比丘の居住形態—一定住か、はたまた遊行か—

なところがある。以下では、そのことを明確化しつつ、それら律規定の意味について改めて検討してみたい。なお、それに際しては、*Samantapāsādikā* (=Sp) の注釈を参照し、上座部仏教の正統的解釈では比丘の乾季における典型的な居住形態がどのように考えられているのか、その点も考慮していきたい。

2. 居住場所の割り当て方法と種類

Dutt の仮説の中核をなす二つの律規定を再検討するに先立ち、その予備知識として「居住場所」(senāsana) の割り当て方法と種類について確認しておきたい。先ず、以下に割り当て方法に関する記述を「臥座具韃度」より引用する。

atha kho senāsanagāhāpakānaṃ bhikkhūnaṃ etad ahoṣi: kathan nu kho senāsaṇaṃ gāhetabban ti. bhagavato etam atthaṃ ārocesuṃ. anujānāmi bhikkhave paṭhamaṃ bhikkhū gaṇetuṃ, bhikkhū gaṇetvā seyyā gaṇetuṃ, seyyā gaṇetvā seyyaggena gāhetun ti. seyyaggena gāhentā seyyā ussādiyimsu. anujānāmi bhikkhave vihāraggena gāhetun ti. vihāraggena gāhentā vihārā ussādiyimsu. anujānāmi bhikkhave pariveṇaggena gāhetun ti. pariveṇaggena gāhentā pariveṇā ussādiyimsu. anujānāmi bhikkhave anubhāgam pi dātuṃ. gahite anubhāge añño bhikkhu āgacchati. na akāmā dātabbo ti. (Vin II 167.13-23)

そのとき、居住場所の割り当て人である比丘たちに以下のような考えが生じた。「どのように居住場所を分配したらよいのだろうか」と。世尊にそのことを伝えた。[世尊は]「比丘たちよ、先ず比丘たちを数え、数えた後、寢床を数え、寢床を数えた後、寢床に応じて割り当てるよう命じる」と [言った]。寢床に応じて割り当てると、[複数の] 寢床が除外された (= 余った¹⁸)。[世尊は]「比丘たちよ、ヴィハーラに応じて割り当てるよう命じる」と [言った]。ヴィハーラに応じて割り当てると、[複数の] ヴィ

ハーラが除外された (= 余った)。「世尊は」「比丘たちよ、パリヴェーナに応じて割り当てるよう命じる」と [言った]。パリヴェーナに応じて割り当てると、[複数の] パリヴェーナが除外された (= 余った)。「世尊は」「比丘たちよ、追加分も渡すよう命じる」と [言った]。追加分を得たところで、他の比丘がやって来た。望まないならば、渡すべきではない。

これによれば、「居住場所の割り当て人」(senāsanagāhāpaka) に選任された比丘は、次のような仕方で「居住場所」が余らないように比丘たちに割り当てていくべきとされる。まず、「寢床」(seyyā) を基準に割り当てを行い、それで余

¹⁸ *ussādiyiṃsu* については、*ussādayiṃsu*, *ussāriyiṃsu*, *ussārayiṃsu* といった異読がある (von Hinüber [2022: 32] を参照)。ここでは *ussādiyiṃsu* または *ussāriyiṃsu* という読みに基づき受動態として「除外された」と訳した。Sp によれば、この語は「余った」を意味するとされる。Vin の後続箇所「比丘たちよ、追加分も渡すよう命じる」と言われていることを踏まえると、その理解は妥当であるだろう。

Sp 1223.6-7: *seyyā ussārayiṃsū ti mañcatṭhānāni atirekāni ahesum*. (「[複数の] 寢床が除外された」とは、臥具の場所が余ったということだ。)

なお、von Hinüber [2022: 32-33] は、“*seyyā ussādiyiṃsu*” について、“*seyyā*” を対格として捉え、「[居住場所の割り当て人である比丘たちは] [比丘たちを] 寢床に追い返した」という意味に理解する。ただし、この構文理解は “*vihārā ussādiyiṃsu*” にはそのまま当て嵌めることができないので、von Hinüber は “*vihāre ussādiyiṃsu*” という本来の読みが “*seyyā ussādiyiṃsu*” の影響を受けて損なわれた可能性を想定する。

¹⁹ 「パリヴェーナ」は、PED (s.v. *pariveṇa*) によれば、“a cell or private chamber for a bhikkhu” (一人の比丘のための個室) であるが、BD V p. 234 (fn. 4) で指摘されるように、ここでは「ヴィハーラ」よりも大きいものを指すだろう。恐らく、それはヴィハーラ、パーサーダなど個々の建物よりは大きいのが、僧院よりは小さいものであり、以下の記述に見られるように、僧院の一部を構成する区域を指すのではないだろうか。

Sp-† II 144.4: *pariveṇan ti mahāvihārassa abbhantare viṣum viṣum pākāraparicchinnatṭhānaṃ*. (「パリヴェーナ」とは、大僧院の内部において別々に壁で区分された場所である。)

乾季における比丘の居住形態—一定住か、はたまた遊行か—

りが出てしまう場合には、より大きい「ヴィハーラ（僧房）」を基準に割り当てを行う。それでも余りが出てしまう場合には、更に大きい「バリヴェーナ」¹⁹を基準に割り当てを行う。このようにして「居住場所」が余らないように割り当てていき、どうしても余りが出てしまう場合には、その余りについても「追加分」(anubhāga) として比丘たちに割り当てを行う。

「居住場所」の種類については、「臥座具健度」の注釈に詳しい説明があるので、以下に当該箇所を引用する。

tehi sammatehi bhikkhūhi senāsanam sallakkhetabbaṃ. cetiyagharam bodhigharam āsanagharam sammunjanī-aṭṭo dāru-aṭṭo vaccakuṭī iṭṭhakasālā vaḍḍhakīsālā dvārakoṭṭhako pānīyamāḷo maggo pokkharāṇi ti etāni hi asenāsanāni. vihāro aḍḍhayogo pāsādo hammiyaṃ guhā maṇḍapo ruk-khamūlaṃ veḷugumbo ti imāni senāsanāni ti tāni gāhetabbāni. gāhentena ca paṭhamam bhikkhu gaṇetum bhikkhū gaṇetvā seyyā gaṇetun ti ettha vuttanayena gāhetabbāni. (Sp 1229.17-23)

それらの任命された比丘たちは居住場所を [次のように] 見分けるべきである。チエーティヤガラ（チエーティヤを保護するための建物）、ボーディガラ（菩提樹を保護するための建物）、アーサナガラ（仏像を安置するための建物）、サンムツジャニアッタ（箒を保管するための小屋）、ダールアッタ（木材を保管するための小屋）、ヴァッチャクティ（便所）、イッタカサーラー（煉瓦職人の作業場）、ヴァッダキサーラー（大工の作業場）、ドウヴァーラ・コッタカ（門屋）、パーニーヤマーラ（水の東屋）、通路、ポッカラニー（沐浴・洗濯用の池）は非居住場所である。ヴィハーラ（後続のアッダヨーガ、パーサーダ、ハンミヤ、グハー以外の居住施設）、アッダヨーガ（金翅鳥（ガルダ）の羽のように反り曲がった形の建物）、パーサーダ（高層の楼閣）、ハンミヤ（最上層に尖塔がある楼閣）、グハー（煉

瓦、石、木材、砂土でできた窟院)、マンダパ(仮小屋)、樹下、竹藪が居住場所であり、それらを割り当てるべきである。割り当てる際には、「先ず比丘たちを数え、数えた後、寢床を数え……」(上記引用の下線部)と「[臥座具健度]で」言われるように割り当てるべきである。

ここでは「居住場所」と「非居住場所」の区別が示され、ヴィハーラ、アツダヨーガ、パーサーダ、ハンミヤ、グハー、マンダパ、樹下、竹藪が「居住場所」であり、それらを比丘たちに割り当てるべきとされる。

3. 居住場所の占有期間に関する律規定

Duttの仮説の中核をなす二つの律規定のうち、最初に取り上げたいのは、居住場所の占有期間に関する律規定である。以下に当該記述を「臥座具健度」より引用する。

tena kho pana samayena bhikkhū senāsanam gahetvā sabbakālam paṭibāhanti. bhagavato etam attham ārocesum. na bhikkhave senāsanam gahetvā sabbakālam paṭibāhitabbaṃ. yo paṭibāheyya, āpatti dukkaṭassa. anujānāmi bhikkhave vassānam temāsam paṭibāhitum, utukālam na paṭibāhitum ti. (Vin II 167.26-31)

その時、比丘たちは居住場所を受け取って、常に paṭibāhati していた。世尊にこのことを伝えた。比丘たちよ、居住場所を受け取って、常に paṭibāhati するべきではない。paṭibāhati する者には突吉羅の罪がある。比丘たちよ、雨季の三ヶ月間は paṭibāhati することを認めるが、時季は paṭibāhati することを認めない。

この一節を読み解くうえで鍵となるのが動詞“paṭibāhati”である。PED (s.v.

乾季における比丘の居住形態—一定住か、はたまた遊行か—

paṭibāhati) によれば、この語は“prati”と“bahis”という副詞から派生した動詞であり、「避ける」「遠ざける」「締め出す」「控える」「拒む」「差し控える」「締め出す」「かわす」を意味するとされる。しかし、Oberlies が指摘するように²⁰、サンスクリット語“prati√bādh”に対応する語と考えるべきであろう。PW (s.v. *bādh*), pw (s.v. *bādh*), MW (s.v. *pratibādh*) によれば、“prati√bādh”は「斥ける」「除ける」「拒む」「禁止する」「苦しめる」等の意味で用いられ、Vin の多くの用例はこの意味に準じて理解することができる。例を挙げると、次のような用例がある。

na navā bhikkhū āsanena paṭibāhitabbā. (Vin II 213.31-32)

若年の比丘たちを座から締め出してはならない。

handa mayaṃ āvuso dhammañ ca vinayañ ca saṃgāyāma, pure adhammo dippati dhammo paṭibāhīyati . . . (Vin II 285.4-5)

さあ、友よ、我々は法と律とを合誦しよう。非法が輝き、法が斥けられることのないように。

yā pana bhikkhunī dhammikaṃ cīvaravibhaṅgaṃ paṭibāheyya, pācittiyaṃ ti. (Vin IV 284.28-29)

何れの比丘尼といえども、法に適った衣の分配を拒んだならば、波逸提がある。

このうち、最後の用例については、Sp が「避ける」「禁じる」「差し止める」「拒む」²¹ といった意味で用いられる“paṭisedheti” (Skt: *prati√śidh*) という語で言い換えている²²。

しかし、今問題としている用例では、「斥ける」「除ける」といった意味は

²⁰ Oberlies [2019: 139, 376].

通用しない。この“*paṭibāhati*”は別の意味で用いられていると考えられ、英訳でもそのことが認識されている。先ず、Rhys Davids & Oldenberg 訳である *Vinaya Texts* (=VT) では“keep . . . to the exclusion of others” (排他的に保持する) または“retain” (保持する) と訳され、Horner 訳である *The Book of the Discipline* (=BD) では“reserve” (留保する) と訳される。これらの英訳を参考に、藤本有美は「占有する」と和訳している²³。これ以外に、Cone の辞書 DP (s.v. *paṭibāhati*) は“denies the use of, withholds, keep to oneself” (利用を拒む、与えずにおく、独り占めする) という意味を提示している。

実は、このような意味で理解できる用例は Vin 中に複数見出すことができる。以下に4例を VT と BD の訳語とともに挙げる。

na ca bhikkhave saṅghikaṃ yathāvuḍḍhaṃ paṭibāhitabbam. yo paṭibāheyya,
āpatti dukkaṭassā ti. (Vin II 162.21-23)

比丘たちよ、サンガのものを法臘順に *paṭibāhati* してはならない。
paṭibāhati する者には突吉羅の罪がある。

VT exclusively appropriate; BD reserve

na bhikkhave uddissakatam pi yathāvuḍḍhaṃ paṭibāhitabbam. yo
paṭibāheyya, āpatti dukkaṭassā ti. (Vin II 163.17-19)

比丘たちよ、[サンガを] 指定して準備されたもの (仮小屋 (*maṇḍapa*)、
敷き物 (*santhara*)、場所 (*okāsa*)) も法臘順に *paṭibāhati* してはならない。
paṭibāhati する者には突吉羅の罪がある。

²¹ PED (s.v. *paṭisedheti*).

²² Sp 930.23: *paṭibāheyyā ti paṭisedheyya*.

²³ 藤本有美 [2005: 180-181 (fn. 425)].

VT reserve for exclusive use; BD reserve

na tvevāhaṃ bhikkhave kenaci pariyāyena vuḍḍhatarassa bhikkhuno āsanaṃ paṭibāhitabban ti vadāmi. yo paṭibāheyya, āpatti dukkaṭassā ti. (Vin II 165.28-30)

比丘たちよ、[食堂 (bhattagga) において] 年長比丘の座具を paṭibāhati してよいとは私 (= 世尊) は決して言わない。paṭibāhati する者には突吉羅の罪がある。

VT take; BD reserve

tena kho pana samayena āyasmā upanando sakyaputto sāvatthiyaṃ senāsanam gahetvā aññataram gāmakāvāsam agamāsi, tatha pi senāsanam aggahesi. (中略：青野) vigarahi buddho bhagavā: kathaṃ hi nāma tvaṃ moghapurisa eko dve paṭibāhissasi. tatha tayā moghapurisa gahitaṃ idha mukkaṃ, idha tayā gahitaṃ tatra mukkaṃ. evaṃ kho tvaṃ moghapurisa ubhayattha paṭibāhiro. n' etaṃ moghapurisa appasannānaṃ . . . dhammiṃ kathaṃ katvā bhikkhū āmantesi: na bhikkhave ekena dve paṭibāhitabbā. yo paṭibāheyya, āpatti dukkaṭassā ti. (Vin II 168.1-24)

その時、釈子の尊者ウパナンダは舍衛城にて居住場所を受け取ってから、ある村落の居住地域に行った。そこでも居住場所を受け取った。(中略：青野) 仏、世尊は叱責した。愚か者よ、どうして、あなたは一人で二つ [の居住場所] を paṭibāhati するのか。愚か者よ、あなたがそこで受け取ったものはここでは手放される。あなたがここで受け取ったものはそこでは手放される。愚か者よ、このようにあなたは両所において部外者となる。愚か者よ、それは未信の者を信に導かず……法に関する話をして、比丘たちに話しかけた。「比丘たちよ、一人で二つを paṭibāhati するべきではない。

paṭibāhati する者には突吉羅の罪がある」と。

VT take possession of, take; BD reserve

藤本も注目しているように²⁴、最後の用例は文脈から “paṭibāhati” の意味を推測できる点で重要である。この用例においては “paṭibāhati” は受け取った居住場所を手放さずに自分のものとして「確保する」という意味で用いられていると考えられるので、この語を「保持する」「留保する」「占有する」という意味に理解するのは妥当であると言えよう²⁵。

これを踏まえて、今問題としている箇所を読み直してみると、「雨季の三ヶ月間」、すなわち安居の期間、比丘は居住場所を占有することが認められるが、「時季」(utukāla) にはそれが認められないという意味に読み取ることができる。「時季」とは「安居」(vassāvāsa) または「雨季」(vassāna) と対をなす語であり²⁶、三ヶ月の安居期間以外の九ヶ月、又は、四ヶ月の雨季以外の八ヶ月のことである。何れにしても、比丘は乾季(冬季と暑季)には居住場所を占有できないということである。

ここで、この律規定に対する注釈文献 Sp の説明を確認しておきたい。

senāsanam gahetvā ti vassūpanāyikadivase gahetvā. sabbakālam paṭibāhanti ti catumāsaccayena utukāle pi paṭibāhanti. (Sp 1223.16-18)

「居住場所を受け取って」とは、安居の開始日に受け取ってということである。「常に占有していた」とは、四ヶ月間が経過した後、時季においても占有していた、ということである。

²⁴ 藤本有美 [2005: 180-181 (fn. 425)] .

²⁵ これらの意味が “paṭibāhati” の原義からどのように派生したかが問題として残る。

²⁶ Sp 1224.26: . . . utukāle ca vassāvāse ca.

Sp 1130.23-24: utukālan ti vassānato aññam kālam.

これによれば、安居を始めた比丘が雨季が終わっても継続して居住場所を占有することが問題となり、この規定は定められたとされる。上座部の正統的解釈に従えば、この規定の趣旨は、安居を延長して定住生活を続けることを禁止することにあるということである。

ところで、Dutt もこの律規定の趣旨を同じ様に理解している。ただし、次のように述べ、この律規定を定住化・集団化以前の居住形態を規定したものと位置づける。

安居 (rain-retreat) は当初から仏教徒の間で存在していたに違いないが、その導入が起因となり、後になって住居 (āvāsa) は生まれた。住居は元々は比丘たちが安居の最中に一時的に滞在 (sojournment) するために設けられた集団居住地 (colony) であった。雨季 (vassa) の期間のみ、比丘は住居に居場所 (senāsana (seat)) を得る権利を持っていた。² これらの住居には、アーシャーダ月またはシュラーヴァナ月の中日からカールティカ月の中日までの数ヶ月間、仏教の遊行者たち (wandering mendicants) が方々から集まった。

² *Gullavagga*, vi, 11, 3: anujānāmi bhikkhave vassānam temāsam patibāhitum utukālam no patibāhitun ti.²⁷

これによれば、安居は最初期から仏教に存在したと考えられ、その慣習を起源として比丘たちの住居 (āvāsa) が生まれたが、元々、それは雨季に比丘たちが一時的な滞在を行うための集団居住地であったとされる。注目すべきは下線

²⁷ Dutt [1924: 125].

部と脚注2であり、Duttは今問題としている律規定を根拠としてこのように主張しているのである。

このように、Duttの見方では、この律規定（以下、律規定Aと呼ぶ）は、当初、比丘たちが雨季に一時的に滞在するためにのみ居住場所を用いていたことを示す史料であるが、このような見方をとる背景にはもう一つの律規定（以下、律規定Bと呼ぶ）との対比がある。律規定Bについては次節で検討するが、Duttはそれを定住化・集団化がなされた後の居住形態を示す史料として位置づける。このように位置づけると、律規定Aと律規定Bは矛盾することになるが、Duttは律規定Aを本格的な定住化・集団化以前の居住形態を規定したのものとして、律規定Bを定住化・集団化以後の居住形態を規定したのものとして捉え、この矛盾を居住形態の歴史の変遷の結果生じたものと見なす。

しかし、律規定Aがより古く、律規定Bがより新しいことを裏付ける証拠はテキスト内部にはないように思われる。Vinの新古層を分類する研究が言語学および文献学的に進められてきているが²⁸、管見によれば、律規定Aを古層に分類し、律規定Bを新層に分類することを正当化する研究成果はこれまでのところない²⁹。Dutt自身も証左を示しておらず、初期キリスト教修道制度の形成史との類比をもとに立てた〈比丘の居住形態は遊行・隠遁から定住・共同へと変遷した〉という仮説を前提に、律規定Aを古層に、律規定Bを新層

²⁸ Vin内部の新古層に関する先行研究については、拙著（青野道彦 [2020: 18-22]）を参照されたい。

²⁹ 律規定Aと律規定Bは隣り合う記述であるが、このように韃度部内の隣接する記述について新古を論じる研究としては、例えば、佐々木閑 [2000: 104-110]がある。ここで佐々木は「破僧韃度」にある隣接する記述に基づいて、cakrabhedhaからkarmabhedhaへの転換という有名な仮説を提示している。当然のことながら、同じテキストの隣り合う記述の新古を論じる際には特別な根拠を要し、二つの記述の不整合なりを明確化する努力が不可欠となり、佐々木はそのために相応の労力を費やしているが、ここのDuttはそれを怠っている。

乾季における比丘の居住形態—一定住か、はたまた遊行か—

に分類したものと考えられる。

このような Dutt の研究姿勢については、Bechert が次のような批判を行っている。

第二に、これらのテキストには歴史的発展の痕跡があり、そこでは以前の定義、意味、または規則が後のものによって置き換えられたり、補足されたりする。これはまったく驚くべきことではなく、既存の作品がかなり長いテキストの歴史の結果を表しているためである。しかし、これらのテキストが単なる歴史的資料 (historical material) の集成ではなく、仏教共同体 (Buddhist community) の生活での実用に供するために仏教教会法 (Buddhist ecclesiastical law) を成文化したものであることを忘れてはならない。したがって、特定の文章についてどのように歴史的に説明すべきか探る前に、まず特定の規則を当該の法制度 (legal system) の中でどのように解釈すべきか探る必要がある。

しかし、残念なことに、多くの現代の著者、すなわち、Sukumar Dutt, Gokul das De, Charles S. Prebish, Rabindranath Bijay Barua、及び、最新のモノグラフ (*Constitution of the Buddhist Sangha*、デリー、1988 年) での K. L. Hazra を含むその他数名の著者、それにパーリ語の Vinayapīṭaka の翻訳者 I. B. Horner でさえ、幾分、律規定を法制度として理解していないところがある。したがって、律規定の歴史的発展に関する彼らの意見はあまり有益ではない場合がある。³⁰

戒律文献は長年月かけて形成された資料であるので、そこに新古層があることは確かである。しかし、銘記すべきは、戒律文献は単なる歴史的資料の集成で

³⁰ Bechert [1991: 517].

はなく、サンガの生活での実用に供するために律規定を集成したものである点である。したがって、個々の律規定について歴史的な視点から説明することを試みる前に、先ずはその法体系の中に位置づけて解釈しなければならない。しかし、残念ながら、Dutt を含むこれまでの研究者の多くは律規定をそのような仕方では理解しておらず、そのために彼らがなす律規定の歴史的な展開に関する議論はあまり有用でない場合がある、という。

この批判に示されるように、Dutt は律規定 A および律規定 B の解釈において歴史的な展開・変遷を論じるに急であるように思われる。次節では、律規定 B について検討し、それが Vin という一つの法体系の中で律規定 A と矛盾することなく成り立つ可能性を探っていきたい。

4. 居住場所の割り当て時期に関する律規定

ここで取り上げるのは、居住場所を比丘たちに割り当てる時期に関する律規定である。これに関する記述は前節で取り上げた一節の直後にあり、〈乾季に比丘たちは居住場所を占有することが許されない〉という律規定との関係に留意して理解する必要があるだろう。以下に当該箇所を引用する。

atha kho bhikkhūnaṃ etad ahosi: kati nu kho senāsanaggāhā ti. bhagavato etam atthaṃ ārocesuṃ. tayo 'me bhikkhave senāsanaggāhā purimako pacchimako antarāmuttako. aparajjugatāya āsāḷhiyā purimako gāhetabbo, māsaḡatāya āsāḷhiyā pacchimako gāhetabbo, aparajjugatāya pavāraṇāya āyatim vassāvāsattāya antarāmuttako gāhetabbo. ime kho bhikkhave tayo senāsanaggāhā ti. (Vin II 167.31-38)

そこで、比丘たちに次のような考えが生じた。居住場所の受け取りにはいくつあるのだろうか。世尊にそのことを伝えた。比丘たちよ、居住場所の受け取りには次の三つがある。[すなわち、] purimaka (前)、pacchimaka

(後)、*antarāmuttaka* である。アーサールハ一月の満月日の翌日に *purimaka* を受け取らせるべきである。アーサールハ一月の満月日の一ヶ月後に *pacchimaka* を受け取らせるべきである。自恣の翌日に将来における安居のために *antarāmuttaka* を受け取らせるべきである。比丘たちよ、これら三つの居住場所の受け取りがある。

これによると、「居住場所の受け取り」(*senāsanaggāha*) には *purimaka* (前)、*pacchimaka* (後)、*antarāmuttaka* の三種があり、*purimaka* は「アーサールハ一月の満月日の翌日」、すなわち前安居の開始日に行われる割り当てであり、*pacchimaka* は「アーサールハ一月の満月日の一ヶ月後」、すなわち後安居の開始日に行われる割り当てであり、*antarāmuttaka* は「自恣の翌日」に行われる割り当てである。このうち、*purimaka* と *pacchimaka* の二つが三ヶ月間の安居のために行われる居住場所の割り当てであることは明白である。一方、*antarāmuttaka* は、“*antarāmuttaka*” という語および「将来における安居のために」の意味が明瞭でないため、どのような目的で行われる「居住場所の受け取り」であるのかははっきりしない。

ところで、Dutt はこの内容のはっきりしない *antarāmuttaka* に関する記述を論拠として、定住化を論じる。以下でその議論を見ていくが、佐藤密雄もこの記述を根拠として定住化を独自に論じているので、先にその主張を確認しておきたい。

そしてそのような僧院止住の生活の傾向が進んで、ついにそれが固定してしまったことを律蔵は認めているのである。即ち小品の臥坐具韃度には、臥坐処の配分に三種あるとしていて、初めの配分は前安居の始まる時の配分、後の配分は後安居の始まる時の配分であるとし、第三に中間の配

分 (antarāmuttaka gāha) は安居が終わった日から次の安居の始まる前日迄の九箇月間の配分である。即ち本来ならば安居を終れば遊行に出るのであって、比丘の個人寢室を意味する臥坐具の配分を受ける必要がない筈であるが、安居後の九箇月の配分を受けることはその九箇月間を精舎に止住するか、或いは近くを遊行して度々そこへ帰り住するからであるとするべきである。即ち遊行するとしてもその住处内か、一兩日中に帰る範囲の所しかしないことを意味するのである。中間の配分の定められたことは最早、精舎に常住して僧院的生活が行われていることをいうものとせねばならない。³¹

これによれば、“antarāmuttaka” という語は「中間の」を意味し、「安居が終わった日から次の安居の始まる前日迄の九箇月間」を指すという。当然のことながら、このように理解するならば、安居期間以外の九ヶ月間について居住場所の分配があるということになるので、これを根拠として、佐藤は〈僧院における定住が常態化していたことを Vin は認めている〉と主張する。

しかし、そもそも“antarāmuttaka” という語を「中間の」という意味に理解するには無理があると思われる。“antarāmuttaka” は“antarā” という副詞と“mutta” という $\sqrt{\text{muc}}$ の過去分詞からなる複合語で、それに接辞 -ka が付された語である。各構成要素の意味を簡略に確認しておくとし、“antarā” は「中間に」「途中に」であり、“mutta” は「放たれた [もの]」「解放された [もの]」であり、接辞 -ka は①関連性を意味する接辞、②意味を添加しない虚辞 (svārtha)、③所有複合語に添えられる接辞などの可能性がある。全体としては、例えば、「中

³¹ 佐藤密雄 [1963: 560].

³² パーリにおいて過去分詞が動作名詞 (action noun) として用いられる例については、Norman [1993: 220] を参照。

間に放たれるものに関する」「中間に放たれる」「中間に放たれるものを伴う」といった意味が考えられる。或いは、“mutta”が「放つこと」「解放すること」を意味する動作名詞（action noun）であるとするならば³²、「中間に放つことを伴う」といった意味が考えられる。したがって、佐藤のように、“antarāmuttaka”を「中間の」という意味に理解することは難しいと思われる。

これに対して、Duttは“antarāmuttaka”を「途中で手放すことを伴うもの」という意味に理解する。しかし、その意味については特段考慮することなく、それに関する記述を定住化の証左と捉え、次のように述べる。

Cullavagga, vi, 11, 3-4 に定められている住居（āvāsa）での居場所（senāsana（seat））の割り当てに関する規定（青野：第3節および本節で取り上げた規定を指す）は、住居が後代に発展したことを浮き彫りにする。そこでは雨季の期間のみ居場所を保持すべきことが言われている。その規定（青野：第3節で取り上げた規定を指す）に合わせて、居場所を割り当てるための二つの定例の機会が設けられている。すなわち、前安居の開始時のものと後安居の開始時のものとである。しかし、妙なことに、もう一つ antarāmuttaka（訳すと「途中で手放すことを伴うもの」である）と呼ばれる自恣の翌日のものが認められ、次の安居のために前もって居場所が割り当てられる。この antarāmuttaka という割り当ては、もし僧院（monastery）における住居が安居時に限定されているならば、余分なものであるはずだ。住居は安居時の待避所（shelter）から定住地（place of domicile）に変わり、その結果、居場所は一年のうち三ヶ月または四ヶ月だけでなく、その他の期間も割り当てなければならなくなった。比丘たちの遊行の慣習が変更されたために、この二番目の律規定が必要となったのである。しかし、住居は安居のためだけに存在し、比丘は安居以外の期間は住居を持たない（homeless）という虚構（fiction）はりっぱに維持されている。実際には

雨季以外の時期のために行われる割り当てが、次の雨季のために前もって行われると言われているのである。しかし、その時期のためには別の割り当てが準備されていることを考慮すると、これは不合理である。³³

これによれば、*antarāmuttaka* は雨季以外にも居住場所の割り当てを可能とするために便法として設けられた制度であるとされる。この *antarāmuttaka* という制度は前節で扱った「比丘たちよ、雨季の三ヶ月間は占有し、時季（＝乾季）には占有しないことを定める」という律規定と本質的にかみ合わないが、この制度を「将来における安居のために」（*āyatim vassāvāsathāya*）前もって行われる割り当てと位置付けることで、〈居住場所は安居のためだけに存在し、比丘は安居の期間以外は居住場所を持たない〉という虚構が維持されているという。

しかし、Dutt が主張するように、*antarāmuttaka* は居住形態の定住化を支える制度であるのだろうか。Vin には「自恣の翌日に将来における安居のために *antarāmuttaka* を受け取らせるべきである」とあるのみであり、これだけでは *antarāmuttaka* の目的が乾季の定住を許すことにあるとは認められない。また、Dutt は *antarāmuttaka* を比丘一般に広く適用される制度と想定しているようであるが、Vin からはこれが誰に対して適用されるのか窺うことができない。Vin 本文から分かるのは、*antarāmuttaka* が自恣の翌日に行われる居住場所の割り当てであり、それが翌年の安居のために行われるものであるということだけである。Vin 全体を見渡しても、*antarāmuttaka* の用例はここ以外に「付随」に 1 例しかなく³⁴、そこでも *antarāmuttaka* がどのような制度であり、誰に適用されるのか窺うことはできないのである。

³³ Dutt [1924: 130].

³⁴ Vin V 121.4-5: *tayo senāsanaggāhā: purimako, pacchimako, antarāmuttako.*

このように Vin からは antarāmuttaka という制度の目的および適用対象者を明確に捉えることができないが、注釈文献には、それに関する言及がある。先ず、antarāmuttaka が何を目的とした制度であるのか、その点について Sp に次のような記述がある。

antarāmuttaka (Be, Ce, Se antarāmuttaka; Ee antarāmuttako) ayaṃ vinicchayo. ekasmiṃ vihāre mahālābhasenāsanam hoti. senāsanasāmikā vassūpagataṃ bhikkhuṃ sabbapaccayehi sakkaccaṃ upatṭhahitvā pavāretvā gamanakāle bahum samaṇaparikkhāraṃ denti. mahātherā dūrato pi āgantvā vassūpanāyikadivase taṃ gahetvā phāsum vasitvā vutthavassā (Be, Ce, Se vutthavassā; Ee vutthavassā) lābham gaṇhitvā pakkamanti. āvāsikā mayam etth' uppannaṃ lābham na labhāma, niccaṃ āgantukamahātherā va labhanti, te yeva naṃ āgantvā paṭijaggissantī ti palujjantam pi na oloketi. bhagavā tassa paṭijagganattham aparajjugatāya pavāraṇāya (Be, Ce pavāraṇāya; Ee, Se mahāpavāraṇāya) āyatim vassāvāsathāya antarāmuttako gāhetabbo ti āha. (Sp 1223.20-1224.1)

antarāmuttaka については以下の決定説がある。ある僧院に多くの利得物がある居住場所があった。居住場所の持ち主は安居に入った比丘をあらゆる必需品によって懸命に世話をし、[比丘が] 自恣を行った後に立ち去る際には沙門の必需品をたくさん布施した。大長老たちが遠くからもやって

³⁵「居住者」(āvāsika) は「来訪者」(āgantuka) と対概念をなす用語であるが、以下の Sp の記述によれば、「居住者」には普請や修繕などの役務を担うために僧房 (vihāra) が委ねられるという (Silk [2008: 151] を参照)。

Sp 613.27-31: āvāsikā hotī ti ettha āvāso etesaṃ atthī ti āvāsiko, āvāso ti vihāro vuccati. so yesaṃ āyatto navakammakaraṇapurāṇapaṭisaṅkharāṇādhāraṇāyā te āvāsikā. ye pana kevalaṃ vihāre vasanti, te nevāsikā ti vuccanti. (「居住者である」とは、居住場所

来て、安居の開始日にそれ（居住場所）を受け取って、安楽に過ごし、安居終了後に利得物を得て、出立した。[その] 居住者³⁵ たちは「ここで生じる利得物を我々が得ることはない。いつも来訪者の大長老たちだけが得ている。彼らが、そこにやって来て、管理するはずである」と考え、[そこが] 朽ちていくのにも気に留めなかった。そこを管理するために世尊は「自恣³⁶ の翌日に将来の安居のために antarāmuttaka を受け取らせるべきである」と言ったのである。

安居の期間にのみ滞在し、それ以外の期間は放置するならば、その居住場所は管理が行き届かず、傷んだり、壊れたりしてしまう。自恣の後も居住場所を管理 (paṭijaggana) する必要がある、そのために設けられたのが antarāmuttaka という制度であるということである。これを踏まえると、Vin 本文中の「将来の安居のために」という文言は、Dutt のように〈比丘は安居以外の期間は住処を持たない〉という虚構を維持するための方便と捉えるのではなく、〈将来の安居に備えて居住場所を保全するため〉という意味に理解すべきだろう。

次に、antarāmuttaka の適用対象者については、次のような記述がある。

taṃ gāhentena saṅghatthero vattabbo: bhante antarāmuttakam senāsanam
(Ee, se antarāmuttakam senāsanam; Be, Ce antarāmuttakasenāsanam)
gaṇhathā ti. sace gaṇhāti dātabbam, no ce eten' eva upāyena anutheraṃ
ādiṃ katvā yo gaṇhāti tassa antamaso sāmaṇerassāpi dātabbam. tena (Be,

がその者達のものであるから居住者であり、居住場所とは僧房であると言われる。それ (= 僧房) について普請・修繕などの役務を担うよう委ねられている者は居住者であり、一方、単に僧房に暮らすだけの者は住人であると言われる。)

³⁶ “mahāpavāraṇāya” という異読を採用するならば、前安居後の自恣の翌日にのみ antarāmuttaka の割り当てが行われるということになる。

Ce tena; Ee, Se tena pi) taṃ senāsanam aṭṭhamāse paṭijaggitabbam. cha-
danabhittibhūmīsu yaṃ kiñci khaṇḍam vā phullam vā hoti, sabbam paṭisaṅ-
kharitabbam. uddesaparipucchādīhi divasaṃ khepetvā rattim tattha
vasitum pi vaṭṭati. rattim pariveṇe vasitvā tattha divasaṃ khepetum vaṭṭati.
rattindivaṃ tatth' eva vasitum pi vaṭṭati. utukāle āgatānaṃ vuḍḍhānaṃ na
paṭibāhitabbam. vassūpanāyikadivase (Be, Ce, Se vassūpanāyikadivase;
Ee vassūpanāyikadivase) pana sampatte sace (Be, Ce sace; Ee, Se om.)
saṅghatthero mayhaṃ idaṃ senāsanam dethā ti vadati, na labhati (Be labha-
ti; Ee, Se labbhati). bhante idaṃ antarāmuttakaṃ gahetvā aṭṭhamāse ekena
bhikkhunā paṭijaggitan ti vatvā na dātabbam. aṭṭhamāse paṭijaggikabhikkhu-
ss' eva (Be paṭijaggakabhikkhuss' eva; Ce, Ee, Se paṭijaggitabhikkhuss' eva)
gahitaṃ hoti. (Sp 1224.2-16)

それ (= antarāmuttaka なる居住場所) を割り当てる者は、サンガの長老
に「大徳よ、antarāmuttaka なる居住場所を受け取ってください」と言う
べきである。もし、受け取るならば、渡すべきである。もし、受け取らな
いならば、同様の仕方次第の長老から始めて、沙弥に至るまで [行い]、
受け取る者がいるならば、その者に渡すべきである。その者はその居住場
所を八ヶ月間管理するべきである。屋根・壁・床に破れや壊れがあるならば、
全て修繕するべきである。昼間、読誦 (= パーリの教授)・問答 (= パー
リの語義解説)³⁷ などで過ごした後、夜間、そこ (= antarāmuttaka なる
居住場所) で過ごすのでも構わない。夜間、パリヴェーナで過ごし、昼間、
そこで過ごしてよい。昼夜、そこで過ごすのでも構わない。時季 (= 乾季)
に年長者たちが来訪した場合、[antarāmuttaka なる居住場所を] 占有して
はならない。しかし、安居の開始日になったところで、サンガの長老が「私

³⁷ Sp 982.14-15: tattha uddeso ti pālivācanaṃ. paripucchā ti pāḷiyā atthavaṇṇanā.

にこの居住場所を下さい」と言った場合、[サンガの長老はその居住場所を]得ない。「大徳よ、その比丘がこの antarāmuttaka [なる居住場所] を受け取って、八ヶ月間管理しました」と言って、与えるべきではない。八ヶ月間管理した比丘こそが[その居住場所]を得る。

上記引用の概略を示すと、次の通りである。antarāmuttaka の割り当ては法臘順に行われ、先ず長老に受け取る意志があるか確認し、その長老が受け取りを望まない場合、次席の者に受け取る意志があるか確認する。このように順繰りに法臘のより少ない比丘たちの意志を確認していき、比丘たちが誰一人受け取りを望まない場合には沙弥にも確認する。もし誰かが受け取る意志を示したならば、その者に居住場所を委ねる。乾季の八ヶ月間、その者はその居住場所を管理し、壊れたところを修繕することになる。ただし、管理するからといって、乾季の間、その居住場所を占有できるわけではない。例えば、年長者の来訪があった場合、占有してはならないとされている³⁸。しかし、乾季の八ヶ月間、管理し続けた場合には、その管理した居住場所を次の安居時に占有する特典が与えられる。

これを踏まえると、antarāmuttaka はそこに居合わせる比丘全員に適用される制度ではなく、居住場所を管理するために一部の比丘に適用される制度であることが分かる。乾季には占有できず、途中、来訪者がある場合には手放さなければならぬことも加味すると、antarāmuttaka が定住化を支える制度ではないことは明らかであろう。

このことは上記引用の後続箇所を見ると一層明白となる。

³⁸ このことを踏まえると、Dutt が指摘するように、antarāmuttaka は「途中で手放すことを伴う [居住場所の受け取り]」を意味するものと考えられる。

乾季における比丘の居住形態—一定住か、はたまた遊行か—

yasmim̐ pana senāsane ekasam̐vacchare dvikkhattum̐ paccaye denti chamāsaccayena (Be chamāsaccayena; Ce chammāsaccayena; Ee, Se taṃ chamāsaccayena) chamāsaccayena (Be, Ee, Se chamāsaccayena; Ce chammāsaccayena) , taṃ (Be, Ce taṃ; Ee, Se om.) antarāmuttakaṃ na gāhetabbaṃ. yasmim̐ vā tikkhattum̐ denti catumāsaccayena (Be, Ce catumāsaccayena; Ee, Se taṃ catumāsaccayena) catumāsaccayena, yasmim̐ vā (Be, Ce, Se vā; Ee va) catukkhattum̐ denti temāsaccayena (Be, Ce temāsaccayena; Ee, Se taṃ temāsaccayena) temāsaccayena taṃ (Be, Ce taṃ; Ee, Se om.) antarāmuttakaṃ na gāhetabbaṃ. paccayen' eva hi taṃ paṭijjannaṃ labhisati. yasmim̐ pana ekasam̐vacchare sakid eva bahū paccaye denti, etaṃ antarāmuttakaṃ gāhetabban ti. ayan tāva antovasse vassūpanāyikadivasena pāliyaṃ āgatasenāsanagāhakakathā. (Sp 1224.16-25)

ところで、ある居住場所では年二回、六ヶ月おきに必需品の布施があるが、そこを antarāmuttaka として割り当てるべきではない。ある居住場所では [年] 三回、四ヶ月おきに [必需品の] 布施があり、ある居住場所では [年] 四回、三ヶ月おきに [必需品の] 布施があるが、そこを antarāmuttaka として割り当てるべきではない。何故ならば、そこは必需品によって管理を得るはずだからである。しかし、年一回だけ多くの必需品の布施がある [居住場所は] antarāmuttaka として割り当ててよい。以上が、雨季の安居開始日 (= purimaka と pacchimaka) と共にパーリに伝承される居住場所の割り当て (= antarāmuttaka) に関する話である。

必需品の布施が一年間に複数回行われる居住場所は、その必需品を求めて誰かやって来て、管理するはずであるので、antarāmuttaka の対象とはならないという。対象となるのは、一年間に一回のみ必需品の布施が行われる居住場所であり、布施に釣られて定期的に来る者がいないために、管理の行き届きにくい

居住場所に限られるのである。このように一部の管理の行き届きにくい居住場所のみを割り当ての対象とする antarāmuttaka が、比丘一般の定住化を支える制度ではないことは明らかであろう。

5. 占有せずに居住場所を利用する方法

第 3 節で述べたように、原則として、乾季に比丘たちは居住場所を占有することが認められない。しかし、前節で述べたように、antarāmuttaka という制度により居住場所を受け取った一部の比丘たちは乾季においても居住場所に留まり続けることができる。また、乾季に居住場所に逗留する比丘に言及する記述が Vin に見られることも踏まえると³⁹、その他の比丘たちも乾季に居住場所を用いる場合があるものと考えられる。

それでは、占有できない状況で、比丘たちは乾季に居住場所をどのように利用するのであろうか。管見によれば、この点について規範を示した記述は Vin には存在しない。しかし、Sp にはそれに関する記述があり、以下で当該記述を取り上げ、乾季に居住場所を占有せずに利用する方法について検討したい。

先ず、antarāmuttaka なる居住場所を受け取った者の場合であるが、注目したいのは前節の冒頭で取り上げた Vin の一節に対する Sp の注釈である。

³⁹「減諍韃度」(Vin II 74.23-76.34) 及び僧残第 8 条 (Vin III 158.2-160.13) には、「居住場所の差配人」(senāsanapaññāpaka) であるダッパ・マッラプッタ比丘が次々にやって来る比丘たちに居住場所を割り当てることが記される。「居住場所の差配人」は乾季の役職である可能性が今野道隆 [2004] により指摘されており、それを踏まえると、この記述は乾季の居住場所の利用を示すものであると考えられる。なお、この記述を踏まえて、Wijayaratna [1990: 29] は居住場所があることで遊行生活がより容易なものとなったという見方を示す。この他、波逸提第 14 条 (Vin III 39.13-24) には、冬季 (hemantika-kāla) に比丘たちが臥具や座具を屋外に放置したまま出立してしまうことが記されている。これなどは乾季の居住場所の一時利用を示す用例と見做すことができるだろう。

tīsu senāsanaggāhesu purimako ca pacchimako cā ti ime dve gāhā thāvarā.

(Sp 1223.18-19)

三種の居住場所の受け取りのうち、purimaka（前）と pacchimaka（後）というこの二つの受け取りは不動である。

三種の「居住場所の受け取り」（senāsanaggāha）のうち、purimaka（前）および pacchimaka（後）が「不動」（thāvara）であるとは、すなわち、前安居および後安居の居住場所の受け取りは定まったものであり、一度受け取った居住場所に安居の間は継続的に留まることができるということであるが、これには次のことが含意されているだろう。もう一つ残る antarāmuttaka なる居住場所の受け取りが流動的で、一度受け取った居住場所に継続的に留まることができないということである。前節でも言及したが、「時季（＝乾季）に年長者たちが来訪した場合、[antarāmuttaka なる居住場所を] 占有してはならない」と言われているように、年長の来訪者がいる場合には、antarāmuttaka なる居住場所を受け取った者はその居住場所を明け渡さなければならないのである。

次に、それ以外の比丘の場合について検討したい。以下は乾季における居住場所の差配に関する記述であるが、ここからは逗留する比丘が居住場所をどのように利用するのか窺うことができる。

ayaṃ pana senāsanagāho nāma duvidho hoti utukāle ca vassāvāse ca. tattha utukāle tāva keci āgantukā bhikkhū purebhattaṃ āgacchanti, keci pacchābhattaṃ paṭhamayāmaṃ majjhimayāmaṃ pacchimayāmaṃ vā (Ce, Se paṭhamayāmaṃ majjhimayāmaṃ pacchimayāmaṃ; Be, Ee paṭhamayāmaṃ vā majjhimayāmaṃ vā pacchimayāmaṃ vā). ye yadā āgacchanti, tesaṃ tadā va bhikkhū utṭhāpetvā senāsaṇaṃ dāttabbaṃ. akālo nāma n' atthi. senāsana-

paññāpakena pana paṇḍitena bhavitabbaṃ. ekaṃ vā dve vā mañcaṭṭhānāni thapetabbāni. sace vikāle eko vā dve vā mahātherā (Ee, Se mahātherā; Be, Ce therā) āgacchanti, te vattabbā bhante ādito paṭṭhāya utṭhāpiyamānā (Ee, Se utṭhāpiyamānā; Be vuṭṭhāpiyamāne; Ce utṭhāpiyamāne) sabbe pi bhikkhū ubbhaṇḍikā bhavissanti, tumhe amhākaṃ (Be, Se tumhe amhākaṃ; Ee tumbe amhākaṃ; Ce tumhākaṃ) vasanaṭṭhāne yeva vasathā ti. bahūsu pana āgatesu vuṭṭhāpetvā paṭipāṭiyā dātabbaṃ. (Sp 1224.25-1225.5)

ところで、この居住場所の受け取りは時季（＝乾季）におけるものと安居におけるものとの二種である。そのうち、時季においては、先ず、ある来訪者の比丘たちが午前にやって来て、[他の]ある者たちが午後または初夜または中夜または後夜にやって来た場合、その者たち（＝午後以降にやって来た比丘たち）がやって来たときに、[先にやって来た]比丘たちを立ち退かして、その者たちに居住場所を与えるべきである。[比丘たちを立ち退かして居住場所を与えるのに]不適切な時間はない。ところで、居住場所の差配人（senāsanapaññāpaka）は用意周到であるべきで、臥具の場所（mañcaṭṭhāna）を一つ、二つ取って置くべきである。もし、非時（正午から翌日の夜明けまで）に一人、二人と大長老がやって来た場合、その者たちに「大徳よ、最初の者から立ち退かされると、比丘たちは皆持ち物を持ち出すことになります⁴⁰。あなた方は私たちが過ごす場所で過ごしてください」と言うべきである。しかし、多くやって来た場合には、[比丘たちを]立ち退かせて、順繰りに[居住場所を]与えるべきである。

⁴⁰ Sp-ṭ III 401.4-6: ubbhaṇḍikā bhavissanti ti ukkhittabhaṇḍā bhavissanti, attano attano parikkhāre gahetvā tattha tattha vicarissanti attho. (「持ち物を持ち出すことになります」とは、持ち物を持ち上げることになりますということであり、自ら各々の生活必需品を持って、そこそこを歩き回ることになるという意味である。)

これによれば、居住場所の差配が終わった後に、更に他所から比丘がやって来た場合、夜中であろうが、居住場所の差配人は既にいる比丘たちを居住場所から立ち退かせ、改めて居住場所を差配するべきであるとされる。ただし、居住場所を立ち退かされるたびに、比丘たちは持ち物を運び出さなければならず、面倒であるので、居住場所の差配人は臥具の場所を一つ、二つ割り当てずにとって置き、それを急な来訪者に宛がう方法もあるという。この記述を踏まえると、新たな来訪者があれば、居住場所の差配をやり直すために、昼夜問わず、今いる居住場所から立ち退きを求められる可能性があるということである。

上記の後続箇所にも関連する記述があるので、以下に引用する。

sace ekekaṃ pariveṇaṃ pahoti ekekaṃ pariveṇaṃ dātabbaṃ. tattha aggisālādīghasālāmaṇḍalamāḷādayo sabbe pi tass' eva pāpuṇanti. evaṃ appahontesu (Ee, Se appahontesu; Be, Ce appahonte) pāsādaggena dātabbaṃ. pāsādesu appahontesu ovarakaggena dātabbaṃ. ovarakesu (Be, Ce ovarakesu; Ee, Se ovarakagesu) appahontesu seyyaggena dātabbaṃ. seyyaggesu appahontesu mañcaṭṭhānena dātabbaṃ (Be, Ce seyyaggesu appahontesu mañcaṭṭhānena dātabbaṃ; Ee, Se om.). mañcaṭṭhāne appahonte ekapīṭhakaṭṭhānavasena dātabbaṃ. bhikkhuno pana ṭhitokāsamattaṃ na gāhetabbaṃ. etaṃ hi senāsaṇaṃ nāma na hoti. pīṭhakaṭṭhāne pana appahonte ekaṃ mañcaṭṭhānaṃ vā pīṭhakaṭṭhānaṃ vā vārena vārena gahetvā (Be, Ce vārena vārena gahetvā; Ee, Se vārena vārena) bhante vissamathā ti tiṇṇaṃ janānaṃ dātabbaṃ. na hi sakkā sītasamaye sabbaratti ajjhokāse vasituṃ. mahātherena paṭhamayāmaṃ vissamitvā nikkhamitvā dutiyattherassa vattabbaṃ āvuso idha pavisāhi ti. sace mahāthero niddāgaruko hoti kālaṃ na jānāti, ukkāsitvā dvāraṃ ākoṭṭetvā bhante kālo jāto sītaṃ anudahaṭi ti vattabbaṃ. tena nikkhamitvā okāso dātabbo. adātuṃ na labhati. dutiyattherenā

pi majjhimayāmaṃ viṣṣamitvā purimanayen' eva itarassa dātabbaṃ. nid-
dāgaruko vuttanayen' eva vuṭṭhāpetabbo. evaṃ ekarattim ekamañcatṭhānaṃ
tiṇṇaṃ dātabbaṃ. (Sp 1225.5-24)

もし、パリヴェーナが一つずつ [与えるのに] 十分なだけあるならば、パリヴェーナを一つずつ与えるべきである。そこ (=パリヴェーナ) のアツギ・サーラー (火種の保管場所)、ディーガ・サーラー (経行場)、ウパッターナ・サーラー (集会場) などは全てそれ (=パリヴェーナ) に属する。このように十分にはない場合は、パーサーダ [の数] に応じて与えるべきである。パーサーダが十分にはない場合は、部屋 [の数] に応じて与えるべきである。部屋が十分にはない場合は、寢床 [の数] に応じて与えるべきである。寢床が十分にはない場合は、臥具の場所 [の数] に応じて与えるべきである。臥具の場所が十分にはない場合は、一つの座具の場所 [の数] に応じて与えるべきである。しかし、比丘一人が立つ場所程のものを割り当てるべきではない。何故ならば、それは居住場所とは言わないからである。しかし、座具の場所が十分にはない場合は、一つの臥具の場所または座具の場所を「大徳よ、順繰りに受け取り、休息してください」と言って三人に与えるべきである。何故ならば、冬季に一晩屋外で過ごすことはできないからである。初夜には大長老が休息をとり、[そこを] 離れたら、次席の長老に「友よ、ここに入りなさい」と言うべきである。もし、大長老が深い眠りに就き、時間に気付かないならば、咳払いをして、扉を叩いて、「大徳よ、時間になりました。寒さが堪えます」と言うべきである。その者 (=大長老) は [そこを] 離れて、場所を譲るべきである。譲らないことは許されない。次席の長老も中夜に休息をとって、先の仕方でもう一人に譲るべきである。深い眠りに就いた者は先に述べた仕方でも立ち退かせるべきである。このように一晩に一つの臥具の場所を三人に与えるべきである。

ここでは、居住場所を割り当てる方法が示され、全ての居住場所が余ることなく均等に比丘たちに行き渡るように、可能な限り大きな単位を基準として割り当てるべきことが言われる。内容としては第2節で取り上げた「臥座具牀度」の一節と同じであるが、そことは異なる単位が挙げられ、パリヴェーナ、パーサーダ、部屋 (ovaraka)、寢床 (seyyā)、臥具の場所 (mañcaṭṭhāna)、一つの座具の場所 (ekapīṭhakatṭhāna) の順で割り当てを試みるべきとされる。最小の単位は一つの座具の場所であり、それより小さい「立つ場所程」(ṭhitokāsamatta) を単位として割り当てることは認められない。最小の単位を用いても、割り当てる居住場所が足りない場合には、一つの寝台の場所または一つの座具の場所を三人に割り当て、法臘順で一夜(ヤーマ) ずつ交代制で使用させるべきであるという。宛がわれる居住場所の広さはその時の人数によって決まり、逗留する者が少なければ、居住場所は広くなり、逗留する者が多ければ、居住場所は狭くなり、同じ場所を時間をずらして共同で利用する場合もあるということである。

ここまでの記述を踏まえると、逗留する人数が変動したときに居住場所の割り当てを改めて行うのが基本であると考えられるが、この点については異なる見解があることが上記引用の後続箇所で行われる。

jambudīpe pana ekacce bhikkhū senāsanam nāma mañcaṭṭhānam vā pīṭhaṭṭhānam vā (Be, Ce, Se mañcaṭṭhānam vā pīṭhaṭṭhānam vā; Ee mañcapīṭhaṭṭhānam vā) kiñcid eva kassaci sappāyam hoti, kassaci asappāyan ti āgantukā hontu vā mā vā, devasikam senāsanam gāhenti. ayam utukāle senāsanaggāho nāma. (Sp 1225.24-28)

ところで、ジャンプディーバにおける一部の比丘たちは「居住場所は、寝台の場所であれ、座具の場所であれ、あるものはある者には適当であるが、ある者には適当ではない」と考えて、来訪者がいようがまいが、毎日、

居住場所を割り当てる。以上が時季（＝乾季）における居住場所の割り当てである。

「ジャンプディーパにおける一部の比丘たち」の見解によれば、どのような居住場所が「適当」(sappāya)⁴¹であるかは人それぞれであるので、来訪者がいようがいまいが、毎日、居住場所の割り当てを改めて行うという。ここで「ジャンプディーパ」という語が「シーハラディーパ」と対置させて用いられているとすると、スリランカでは新たな来訪者がいない日には居住場所の割り当てをし直さないということである。ここで問題として残るのは、「ジャンプディーパにおける一部の比丘たち」が具体的に何を指すかである。12世紀にサーリプッタにより著された復注 *Sāratthadīpanīṭikā* (=Sp-t) によれば、「ジャンプディーパ」はここでは「アリヤデーサ（聖なる地）」(ariyadesa) を指すとされる⁴²。「アリヤデーサ」という語はパーリ語資料において殆ど用いられないが、インド亜大陸でも特に南インドを指すことが指摘されている⁴³。南インドのカーンチープラヤカーヴェリーパッタナなどには上座部大寺派の拠点があったことが知られており⁴⁴、このことを踏まえると、「ジャンプディーパにおける一

⁴¹ ここで「適当」(sappāya) という語が如何なる意味で用いられているかははっきりしないが、例えば、*Visuddhimagga* (=Vism) の第4章 Paṭhavīkaṣiṇaniddesa（地遍の解説）にある住居 (āvāsa) の適当・不適当 (sappāya/asappāya) に関する記述 (Vism 103.11-22) を踏まえると、「瞑想修行に向いている」といった意味が考えられる。

⁴² Sp-t III 401.7-8: jambudīpe paṇā ti ariyadesa bhikkhū sandhāya vuttam. te kira tathā paññāpentī. (「ところで、ジャンプディーパにおいて」とは、アリヤデーサにおける比丘たちに関して言われたものである。彼らはそのように定めたと伝え聞く。)

⁴³ Kieffer-Pülz [2013: 34 (fn. 43)].

⁴⁴ 『アングッタラ・ニカーヤ』のアッタカターの跋文には、制作者のブッダゴーサがスリランカに来島する以前に、カーンチープラに滞在して、上座部の長老たちと共住し、交際していたことが記されている。また、玄奘の『大唐西域記』や玄奘の伝記である『大

部の比丘たち」とは、同じ大寺派の非主流派である可能性が考えられよう。

6. 結論

以上、Dutt の立論の制度的な根拠となっている二つの律規定、すなわち、乾季に居住場所を占有することを禁じる律規定（律規定 A）および *antarāmut-taka* に関する律規定（律規定 B）について再検討し、注釈文献も参照しながら、比丘たちの乾季の居住形態について考察してきた。ここまでの検討内容をまとめると、次の通りである。

Dutt によると、律規定 A は安居時にのみ定住することを許すものであり、律規定 B は雨季のみならず乾季も定住することを許すものである。しかし、このように捉える場合、律規定 A と律規定 B とは矛盾するので、Dutt は両者について時間的な先後関係を想定し、前者から後者へと移行したと主張する。そして、この移行を定住化の進展を制度的に裏付ける根拠として位置づけようとする。

しかし、この Dutt の主張には無理がある。律規定 A については、その内容理解は正しいものの、それが律規定 B よりも時代的に先行する根拠がテクスト内部に見出せない。また、律規定 B については、Vin 本文からはその正確な意味を把握することができない。現行の Vin を見る限りでは、律規定 A が律規定 B に取って代わられ、時の経過とともに雨季のみならず乾季にも定住す

唐大慈恩寺三蔵法師伝』からは、カーンチープラの上座部仏教が隆盛していたことが窺える（森祖道 [1984: 506-509] を参照）。『ブッダヴァンサ』のアッタカターおよび『アビダンマ・アヴァターラ』の跋文には、それぞれの書がカーヴェリーパッタナに建つ一精舎でブッダダッタにより著されたことが記されている（森祖道 [1984: 546] を参照）。この他、復注 *Vajirabuddhīṭkā* の源泉資料の一つである *Anugaṇṭhipada* に引用される「他の人々 (apare)」(6 世紀頃) は、カーンチープラおよびカーヴェリーパッタナに拠点を置く、大寺派の非主流派と目されるという (Kieffer-Pülz [2013: 31] を参照)。

ることが認められるようになったとは断言できないのである。

このように律規定Aと律規定Bにははっきりしないところがあるが、注釈文献にはこれらの律規定に関する詳しい解説があり、乾季の居住形態についても具体的な言及がある。それによれば、律規定Aは雨季が終わり乾季に入っても居住場所を占有し続けることを禁じるものであり、律規定Bは次の安居に備えて、乾季の間に居住場所が朽ちないよう管理するために、一部の比丘に居住場所に留まることを認めるものである。乾季に居住場所を占有することは如何なる比丘にも認められず、居住場所の管理を委ねられた比丘も占有することは許されない。注釈文献に従えば、律規定Aと律規定Bは矛盾することなく両立し、Duttのように居住形態の歴史的変遷を想定する必要はないのである。

ただし、乾季に居住場所を占有することが許されないからといって、居住場所の利用が禁止されるわけではない。占有せずに利用することが許されており、そのための具体的な仕方がSpには説明されている。例えば、来訪者があるたびに、全員の居住場所を改めて割り振ることで、占有を回避する方法が示されている。占有の禁止という制約がある中でも、比丘たちは乾季も居住場所を利用することができるのである。

ところで、この占有せずに居住場所を利用する方法は、実質的に一つの僧院に留まり続けることを比丘たちに許すものである。勿論、実際にそのような居住形態をとるかは僧院のおかれた物質的な環境に大きく左右されるはずであり、最低限の衣食住薬が確保できなければ、比丘たちが一つの僧院に留まり続けることはないであろう。しかし、そのような条件が整いさえすれば、この方法を用いることで、一つの僧院を遊動域として、途中に来訪者があった場合に居住場所を替えながら、その内部で乾季を通じて過ごすことが事実上可能となるのである。

ここで問題となるのが、このような居住形態を遊行と位置づけるべきか、将又、定住と位置づけるべきかである。恐らく、何れにも位置づけることが可能

であり、遊行という建前を僧院という空間の中で現実化するための方法として見ることも、僧院で定住するための便法として見ることもできる。実態としては遊行ではないとしても、居住場所が固定されず、遊動性がある点に着目するならば、この居住形態は遊行と同一視することが可能である。また、来訪者があるたびに居住場所の入れ替えがあるとしても、大局的に見るならば、一つの僧院に留まっており、その点に着目するならば、この居住形態は実質的に定住と同一視することが可能である。

しかし、このことを裏返して言うならば、遊行と位置づけるにしても、定着の側面があり、定住と位置づけるにしても、遊動の側面があり、何れにもぴったりとは当てはまらないということである。これまで我々が慣れ親しんできた遊行と定住という二分法では正確には捉えきれない事態がここにはあるのである。勿論、これは注釈文献に基づけばということであり、Vin 本体にそのまま当て嵌まるかは定かではない。しかし、居住形態の定住化を前提に Vin というテキストに向き合うことの妥当性を、一度問い直してみてもよいのではないだろうか。少なくとも注釈文献を考察対象とする場合、及び、注釈文献に依拠して Vin を読み解こうとする場合には、乾季の居住形態に関する従来の見方を見直す必要があることは確かだろう。

〈略号〉

BD *The Book of the Discipline*, 6 vols., trans. I. B. Horner, London: Pali Text Society, 1938–66.

Be Burmese edition (Digital texts of CST 4.0)

Ce Ceylonese edition (Sinhala script edition of Simon Hewavitarne Bequest)

CPD *A Critical Pāli Dictionary*, vol. 1–3, ed. V. Trenckner, et al., Copenhagen: Royal Danish Academy, 1924–.

- DP *A Dictionary of Pāli*, pt. I: a–kh, ed. M. Cone, Oxford: Pali Text Society, 2001;
A Dictionary of Pāli, pt. II: g–n, ed. M. Cone, Oxford: Pali Text Society, 2010;
A Dictionary of Pāli, pt. III: p–bh, ed. M. Cone, Oxford: Pali Text Society, 2020.
- Ee European edition (Roman script edition of Pali Text Society)
- MW *A Sanskrit-English Dictionary*, ed. M. Monier-Williams, Oxford: Clarendon Press, 1899.
- PED *The PTS's Pali-English Dictionary*, ed. T. W. Rhys Davids and W. Stede, London: Pali Text Society, 1921–25.
- PW *Sanskrit-Wörterbuch*, 7 vols., ed. O. Böhtlingk and R. Roth, St. Petersburg: Buchdruckerei der kaiserlichen Akademie der Wissenschaften, 1855–1875.
- pw *Sanskrit-Wörterbuch in kürzerer Fassung*, ed. O. Böhtlingk, St. Petersburg: Buchdruckerei der kaiserlichen Akademie der Wissenschaften, 1879.
- Se Siamese edition (<https://84000.org/>)
- Skt. Sanskrit
- VT *Vinaya Texts*, pt. 1–3, trans. T. W. Rhys Davids and H. Oldenberg, Oxford: Clarendon Press, 1881–1885.

〈一次文献〉

- Pāt *The Pātimokkha*, ed. W. Pruitt, trans. K. R. Norman, Oxford: Pali Text Society, 2001.
- Sp *Samantapāsādikā*, 7 vols., ed. J. Takakusu, M. Nagai, and K. Mizuno, Lon-

don: Pali Text Society, 1924–47.

- Sp-t *Sāratthadīpanīṭikā*, vol. 3, Rangoon: Buddhasāsanasamiti Muddaṇayan-tālaya, 1960.
- Vin *Vinaya Pitakam*, 5 vols., ed. H. Oldenberg, London: Williams and Norgate, 1879–83.
- Vism *Visuddhimagga of Buddhaghosācariya*, ed. H. C. Warren, rev. Dharmanda Kosambi, Cambridge: Harvard University Press, 1950.

〈二次文献〉

- Bechert, Heinz [1991] “Remarks on the Legal Structure of the Early Buddhist Sangha,” in *Papers in Honour of Prof. Dr. Ji Xianlin on the Occasion of His 80th Birthday*, Nanchang: Jiangxi People’s Publishing House, 511–524.
- Collins, Steven [1988] “Monasticism, Utopias and Comparative Social Theory,” *Religion*, vol. 18, 101–135.
- Dutt, Sukumar [1924] *Early Buddhist Monachism: 600 B.C.–100 B.C.*, London: Kegan Paul.
- von Hinüber, Oskar [2022] *Studien zur Kasussyntax des Pāli, besonders des Vinaya-Piṭaka*, Halle: Universitätsverlag Halle-Wittenberg.
- Kieffer-Pülz, Petra [2013] “Buddhist Nuns in South India as reflected in the Andhakaṭṭhakathā and in Vajirabuddhi’s Anugaṅṭhipada,” *Annual Report of the International Research Institute for Advanced Buddhology*, no. 16, 29–46.
- Kieffer-Pülz, Petra [2014] “What the Vinayas can tell us about law,” in *Buddhism and Law: an introduction*, New York: Cam-

- bridge University Press, 46–62.
- Lamotte, Étienne [1958] *Histoire du bouddhisme indien: des origines à l'ère Śāka*, Louvain: Institut orientaliste.
- Norman, K. R. [1993] *Collected Papers*, vol. 4, Oxford: Pali Text Society.
- Norman, K. R., Petra Kieffer-Pülz, and William Pruitt [2018] *Overcoming Doubts*, vol. 1, Bristol: Pali Text Society.
- Oberlies, Thomas [2019] *Pāli Grammar: the language of the canonical texts of Theravāda Buddhism*, Bristol: Pali Text Society.
- Olivelle, Patrick [1974] *The Origin and the Early Development of Buddhist Monachism*, Colombo: Gunasena.
- Schopen, Gregory [2004] *Buddhist Monks and Business Matters*, Honolulu: University of Hawai'i Press.
- Silk, Jonathan [2008] *Managing Monks: administrators and administrative roles in Indian Buddhist monasticism*, Oxford: Oxford University Press.
- Wijayaratna, Mohan [1990] *Buddhist Monastic Life: according to the texts of the Theravāda tradition*, Cambridge: Cambridge University Press.
- 青野道彦 [2020] 『パーリ仏教戒律文献における懲罰儀礼の研究』, 東京: 山喜房仏書林.
- 今野道隆 [2004] 「パーリ律における臥座処を割り当てる2つの役割」『印度学仏教学研究』第52巻第2号, 866–868.
- 佐々木閑 [1999] 『出家とはなにか』, 東京: 大蔵出版.
- 佐々木閑 [2000] 『インド仏教変移論—なぜ仏教は多様化したのか』, 東京: 大蔵出版.

乾季における比丘の居住形態—一定住か、はたまた遊行か—

- 佐藤密雄 [1963] 『原始仏教教団の研究』, 東京: 山喜房仏書林.
- 塚本啓祥 [1966] 『初期仏教教団史の研究』, 東京: 山喜房仏書林.
- 塚本啓祥 [1976] 『仏教史入門』, 東京: 第三文明社.
- 並川孝儀 [2010] 「原始仏教の世界」奈良康明・下田正弘編『仏教の形成と展開 (新アジア仏教史 02 インド II)』, 東京: 佼成出版社, 61-114.
- 早島鏡正・高崎直道・原実・前田専学 [1982] 『インド思想史』, 東京: 東京大学出版会.
- 藤本有美 [2005] 「初期仏教僧団における雨季定住生活後の衣作成制度の研究」(博士論文, 東北大学).
- 森祖道 [1984] 『パーリ仏教註釈文献の研究』, 東京: 山喜房仏書林.

(本研究は JSPS 科研費 22K12979 の助成を受けたものです。)

The Lifestyle of Buddhist Monks during a Dry Season:
Inexplicable as Either Itinerant or Sedentary,
with Reference to the *Vinayaṭīka*
and the *Samantapāsādikā*

AONO Michihiko

The *Vinayaṭīka* has traditionally been studied with the assumption that Buddhist monks lived a settled lifestyle. This view is based on the belief that the monks' way of life gradually shifted from one of travel and seclusion to one of communal living and stability with the introduction of the rain retreat. This, in turn, led to the development of the legal system and the organization of the monastic community. The idea can be traced back to Sukumar Dutt's hypothesis from about 100 years ago, which was based on two adjacent monastic rules in the *Senāsana-kkhandhaka*. One rule allowed monks to occupy a fixed dwelling place only during rain retreats, while the other allowed them to stay in a fixed location during a dry season. To reconcile the discrepancy between these two rules, Dutt proposed a historical transition from the former to the latter.

In this paper, I re-examined the two rules in detail and demonstrated that Dutt's view is unreasonable and his hypothesis is dubious. Furthermore, I argued that monks are expected to lead a lifestyle that cannot be identified as either sedentary or itinerant. According to the *Samantapāsādikā*'s commentary on the rules, monks should move from place to place within a specific dwelling place during a dry season. This suggests that it is necessary to reconsider the validity of studying the *Vinayaṭīka* on the premise of a settled lifestyle.